

せいいかちょうじんけんきょういく けいはつすいしんけいかく
「精華町人権教育・啓発推進計画」
さくてい かん じゅうみんいしきちょうさ あん
策定に関する住民意識調査(案)

日頃から精華町の人権施策にご理解とご協力をありがとうございます。

現在、精華町では「精華町人権教育・啓発推進計画」の見直しを進めており、本町における人権に関する実情や、現計画の成果等を確認するため、アンケート調査を実施することとなりました。

この調査票は、精華町にお住まいの18歳以上の人を無作為に抽出し、2000人にお送りしております。ご回答いただいた内容は、統計的に処理を行い、計画策定及び施策推進のための基礎資料として使用し、また、個々の人が回答した内容を公開することはございません。

お忙しいところ、誠にお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願ひいたします。

2025年(令和7年)○月 精華町長 杉浦 正省

ご記入にあたってのお願い

- 1 あて名のご本人が記入していただくようお願いします。(ご本人による記入が難しい場合は、代筆していただきても結構ですが、回答はご本人からお願いします。)
- 2 年齢などご本人に関する事項は、この調査票の記入日時点でご記入ください。
- 3 それぞれの問い合わせで、あてはまる番号に○をつけてください。

また、「その他(具体的に:)」を選ばれた場合には、()内にその内容をご記入ください。

もし、誤って○をつけた場合は、はっきりと×印を記入して訂正し、正しい番号に○をつけてください。

- 4 ご記入いただきました調査票は、●月●日(●)までに、同封の返信用封筒に入れて、ご投函ください。(切手は不要です。)なお、返信用封筒に差出人のお名前を書いていただく必要はありません。
- 5 本調査はウェブでも回答が可能です。(ウェブ回答いただいた場合、調査票の返信は不要です。)

①ウェブブラウザのURL欄に、下記URLを入力してください。

URL <https://www15.webcas.net/form/pub/●●●●>

または、右記の二次元コードを読み取り、アクセスしてください。

②ウェブ回答時にIDとパスワードを半角英数字でご入力ください。

ID

11111

パスワード

abcde



※ID やパスワードはウェブ回答と調査票での回答の重複を防ぐため、ランダムで割り振っています。このID やパスワードから個人が特定されることはありません。

精華町役場住民部人権啓発課啓発係

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70 番地

電話番号 0774-95-1919 FAX 番号 0774-95-3974

Eメール jinken@town.seika.kyoto.jp

この調査の
お問合せ先

Ⅰ 人権に関する考え方や認識について

(人権尊重の感じ方)

問1 人権を取り巻く社会の状況について、10年前と比べてあなたはどう思いますか。

せ
H27

京
R6

(○はそれぞれ1つずつ)

	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない
①精華町民一人ひとりの 人権意識は高くなっている	1	2	3	4	5	6
②精華町は、人権が 尊重された豊かな社会 になっている	1	2	3	4	5	6

(人権課題に関する関心度)

問2 あなたは、次にあげた①～⑯の各事項の人権課題について、どの程度関心がありますか。

京
R6

せ
H27

(○はそれぞれ1つずつ)

	関心がある	少し 関心がある	関心がない
①部落差別(同和問題)による人権	1	2	3
②女性の人権	1	2	3
③子どもの人権	1	2	3
④高齢者の人権	1	2	3
⑤障害のある人の人権	1	2	3
⑥外国人の人権	1	2	3
⑦ハンセン病・HIV 感染症・難病患者の人権	1	2	3
⑧犯罪被害者等の人権	1	2	3
⑨ホームレスの人権	1	2	3
⑩LGBT等、性的少数者の人権	1	2	3
⑪刑を終えて出所した人の人権	1	2	3
⑫アイヌの人々の人権	1	2	3
⑬北朝鮮当局による拉致被害者等の人権	1	2	3
⑭インターネットによる人権侵害	1	2	3
⑯ 働く職場での人権	1	2	3

問3 あなたは、次のような①～⑯の各項目の人権に関する法律等を知っていますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

	内容をよく 知っている	内容を少し 知っている	名称は 知っている	知らない
①障害者差別解消法(障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律)	1	2	3	4
②ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に 対する不当な差別的言動の解消に 向けた取組の推進に関する法律)	1	2	3	4
③部落差別解消法(部落差別の解消の 推進に関する法律)	1	2	3	4
④LGBT理解増進法(性的指向及び ジェンダー・アイデンティティの多様性に 関する国民の理解の増進に関する法律)	1	2	3	4
⑤こども基本法	1	2	3	4
⑥困難な問題を抱える女性の支援に関する 法律	1	2	3	4
⑦認知症基本法(共生社会の実現を推進する ための認知症基本法)	1	2	3	4
⑧ハンセン病問題基本法(ハンセン病問題 の解決の促進に関する法律)	1	2	3	4
⑨本人通知制度(戸籍・住民票などの)	1	2	3	4
⑩精華町人権教育・啓発推進計画	1	2	3	4
⑪情報流通プラットフォーム対処法(特定 電気通信による情報の流通によって発 生する権利侵害等への対処に関する法 律)	1	2	3	4
⑫同和対策審議会答申	1	2	3	4
⑬いじめ防止対策推進法	1	2	3	4
⑭改正更生保護法	1	2	3	4
⑮孤独・孤立対策推進法	1	2	3	4

2 それぞれの人権問題について

(障害者差別解消法)

問4 障害のある人の人権に関して次のような意見があります。1~3の各項目について、あなたはどう思

京 R6 いますか。(○はそれぞれ1つずつ)

	そう思う	どちらか と言えば そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない
①補助犬を連れていることを理由に、入店を断られることは問題である	1	2	3	4
②障害の種別にかかわらず障害のある人に対して、不安を感じることがある。	1	2	3	4
③営利を目的とする企業にも、社会的責任があるので、障害の種別にかかわらず雇用するべきである。	1	2	3	4

(ヘイトスピーチ解消法)

問5 あなたは、デモ、集会、街宣活動等やインターネット上で行われている、特定の民族や国籍の人々を

京 R6 排斥する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)の存在を知っていますか。

(○は1つ)

1. 知っている

2. 知らない → **問8へ**

▶【問5で「1. 知っている」と回答した方に、問6、問7についてお聞きします。】

問6 あなたは、そのようなヘイトスピーチの存在をどこで知りましたか。

(○はいくつでも)

1. 直接見たり聞いて知った
2. インターネットで知った
3. テレビ・ラジオや新聞などの報道で知った
4. 啓発ポスターや啓発冊子等で
　　そのような行為があることを知った
5. 学校の授業で教わった

6. ヘイトスピーチに関する集会や研修会で知った
7. 家族、友人等から聞いて知った
8. その他(具体的に:)
9. おぼえていない

▶問7 あなたは、そのようなヘイトスピーチの存在を知ってどのように思いましたか。

(○はいくつでも)

1. 特定の人々を追い出すことは、許せないと思った
2. 日本に対する印象が悪くなると思った
3. ヘイトスピーチされる側にも問題があると思った
4. 自分には関係ないとと思った

5. ヘイトスピーチをする側の主張も一理あると思った
6. 「表現の自由」の範囲内のものだと思った
7. その他(具体的に:)
8. 特にない

【すべての方にお聞きします。】

(部落差別解消法)

問8 あなたが、部落差別（同和問題）について、初めて知ったきっかけは、何からですか。

京
R6
せ
H27

(○は1つ)

- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| 1. 家族(祖父母、父母、兄弟等)から聞いた | 8. インターネット・SNS(ソーシャルネットワークサービス)で知った |
| 2. 親類の人から聞いた | 9. 部落差別(同和問題)に関する集会や研修会で知った |
| 3. 近所の人から聞いた | 10. 府や町など行政の広報誌や冊子等で知った |
| 4. 職場の人から聞いた | 11. 部落差別(同和問題)について、知っているが、きっかけは覚えていない |
| 5. 友人から聞いた | 12. その他(具体的に:) |
| 6. 学校の授業で教わった | 13. 部落差別(同和問題)について、知らない |
| 7. テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った | |

問9 あなたは、次のことについて、現在、部落差別（同和問題）があると思いますか。

京
R6
せ
H27

(○はそれぞれ1つずつ)

	明らかに ある	どちらかと 言えばある	ほとんど ない	ない	わから ない
①日常の交流や交際	1	2	3	4	5
②就職について	1	2	3	4	5
③結婚について	1	2	3	4	5
④住宅を選ぶ際の地域について	1	2	3	4	5
⑤インターネット・SNS 上での 表現について	1	2	3	4	5

(L G B T 理解増進法)

問10 「L G B T等、性的少数者であることを身近な人にも言えない社会は問題である。」

京
R6

このことについて、あなたのお考えにもっとも近いものを選んでください。(○は1つ)

- | | | |
|-----------------|-------------------|-----------|
| 1. そう思う | 3. どちらともいえない | 5. そう思わない |
| 2. どちらかといえばそう思う | 4. どちらかといえばそう思わない | |

問11 あなたは、L G B T等の人権について、どのようなことが問題だと思いますか。

(○は特に問題と思われる番号を3つまで)

- | | |
|---|--|
| 1. 差別的な言動をされること | |
| 2. じろじろ見られたり避けられたりすること | |
| 3. 宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること | |
| 4. 性的少数者であることを本人の承諾なしに第三者へ伝えること(アウティング) | |
| 5. 就職・職場での不利な扱いを受けること | |
| 6. 職場、学校等で嫌がらせやいじめがあること | |
| 7. 賃貸住宅への入居が難しいこと | |
| 8. パートナーとの関係が公に認められないこと | |
| 9. その他(具体的に:) | |
| 10. 特に問題はない | |

3 人権侵害について

(人権侵害された経験)

問12 あなたは、過去5年間に自分の人権を侵害されたと感じたことがありますか。

京
R6

(○は1つ)

1. ある

2. 知らない

3. わからない

(人権侵害の経験の内容)

→ 間15へ

【問12で「1. ある」と回答した方は、問13、問14をお答えください。】

問13 それは、どのような人権侵害でしたか。(○はいくつでも)

京
R6

1. うその噂や悪口による、名誉・信用などの侵害
2. 公的機関による不当な扱い
3. 企業・団体による不当な扱い
4. 地域での暴力、脅迫、**押し付け**、仲間外れ
5. 家庭での暴力や虐待
6. 差別待遇(信条・性別・出身地・社会的地位・心身の障害によるものなど)
7. プライバシーの侵害
8. パワーハラスメント(職場等で職務権限を通じて行ういじめや嫌がらせ)
9. セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)
10. インターネット・SNS上の人権侵害
11. その他(具体的に:)

(人権侵害への対応)

問14 人権侵害を受けたと感じた際、あなたはどう対応されましたか。(○はいくつでも)

京
R6

1. 相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議した
2. 家族や友人など信頼できる人に相談した
3. 公的機関(法務局・府・精華町等の人権相談窓口、警察等)に相談した
4. NPO法人等の民間団体に相談した
5. 職場の相談窓口に相談した
6. 弁護士等に相談した
7. その他(具体的に:)
8. 何もしないでそのままにした

【すべての方にお聞きします。】

問15 あなたは、人権に関する事柄で悩んだときなどの対応のため、国(法務局や人権擁護委員)及び地方自治体(京都府や精華町)が設置している人権相談窓口を知っていますか。(○はそれぞれ1つずつ)

京
R6
せ
H27

	知っている	知らない
①法務局による相談(LINE、メール含む)	1	2
②人権擁護委員による相談 (特設人権相談など)	1	2
③京都府が実施する人権問題法律相談 (京都府人権リーガルレスキュー隊など)	1	2
④精華町で実施する相談 (人権・なやみごと相談など)	1	2
⑤NPO 法人等の団体が実施する相談	1	2

4 差別や人権侵害などに関する考え方や認識について

(身近な人権問題に関する考え方)

問16 人権の尊重や侵害については、人によっていろいろと考え方の違いがあります。あなたのお考えに
もっとも近いものを選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

京
R6

	そう 思う	どちらかと 言えば そう思う	どちらとも 言えない	どちらかと 言えばそう 思わない	そ う 思わない
①昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむを得ない	1	2	3	4	5
②男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児・介護をしたほうがよい	1	2	3	4	5
③家庭の事情によっては、子どもが家事や家族の世話などに時間を使うことは、やむを得ない	1	2	3	4	5
④家庭のルールを決めるときは、子どもの意見を聞かなければならない	1	2	3	4	5
⑤認知症で徘徊する高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由を制限されても仕方がない	1	2	3	4	5
⑥高齢者や障害のある人であるというだけで、仕事の機会や職種が制約されるようなことはあってはならない	1	2	3	4	5
⑦外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断る不動産業者がいることは問題である	1	2	3	4	5
⑧外国人が増えることで、安全・安心な暮らしを送ることができるか不安である。	1	2	3	4	5

	そう 思う	どちらかと 言えば そう思う	どちらとも 言えない	どちらかと 言えばそう 思わない	そう 思わない
⑨感染症患者は、感染拡大防止のため、プライバシーの保護などが制限される場合があつてもやむを得ない	1	2	3	4	5
⑩犯罪被害者が報道によって、プライバシーが侵害されたり、私生活の平穏 ^{へいおん} が保てなくなることは問題である	1	2	3	4	5
⑪刑を終えて出所した人が、更生した後も、インターネットなどで過去の犯罪歴を調べられることがあってもやむを得ない	1	2	3	4	5
⑫パートナーシップの宣誓をした人は、行政や民間サービスを利用するときには、配偶者と同様の扱いを受けるべきだ	1	2	3	4	5
⑬一般人・有名人問わず、事件や不祥事を起こした場合には、SNSや動画サイトなどに対象者を批判する内容の情報を掲載しても問題ない	1	2	3	4	5
⑭判断能力が不十分になっている人を支援する「成年後見制度」は問題ない	1	2	3	4	5
⑮依存症(薬物、スマホ、ゲーム、ギャンブルなど)は『病気ではなく意思の問題』である。	1	2	3	4	5

(結婚相手の判断条件)

問17 仮にあなたにお子さんがいた場合、お子さんの結婚しようとする相手が次の1~4の各事項に該当する人であった場合、あなたはどうすると思いますか。

京
R6

(○はそれぞれ1つずつ)

せ H27	まったく 問題に しない	迷いながら も、結局は 問題にしな いだろう	迷いながら も、結局は考 え直すように 言うだろう	考え直す ように言う
①被差別部落(旧同和地区)出身者	1	2	3	4
②日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人	1	2	3	4
③日本で働き、永住を希望している日系外国人	1	2	3	4
④障害のある人	1	2	3	4

(住宅購入時等の判断条件)

京
R6

問18 家を購入したりマンションを借りたりするなど、あなたが住宅を選ぶ際に、価格等が希望にあっていても、次の①～⑥のような条件の物件の場合、あなたはどうすると思いますか。(○はそれぞれ1つずつ)

	避けると 思う	どちらかと 言えば避け ると思う	どちらかと言 えば避けな いと思う	避けないと 思う
①被差別部落(同和地区)内に物件がある	1	2	3	4
②被差別部落(同和地区)の地区外であるが、被差別部落(同和地区)と同じ小学校区に物件がある	1	2	3	4
③近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4
④近くに外国人住民が多く住んでいる	1	2	3	4
⑤近くに障害者施設がある	1	2	3	4
⑥近くに保育所・幼稚園がある	1	2	3	4

(インターネットによる人権侵害)

京
R6

問19 あなたは、インターネット上で次の①～⑦のような投稿を見たことがありますかそれぞれ、「見たことがある」または「見たことがない」のいずれかでお答えください。(自分が対象になった場合を除きます。)(○はそれぞれ1つずつ)

せ H27	見たことがある	見たことがない
①他人を傷つけるような投稿(誹謗中傷)	1	2
②一般に知られていない他人の氏名や住所等、他人のプライバシーまたは個人情報に関する投稿	1	2
③プライベートな性的画像・映像等を載せた投稿	1	2
④被差別部落の所在地リストや動画・写真など	1	2
⑤ヘイトスピーチに当たるような投稿	1	2
⑥他人の顔写真や名前を許可なく使用した投稿	1	2
⑦迷惑行為や脅迫行為等によって、正常な業務の遂行を妨害する可能性がある投稿	1	2

問20 あなたは、不適切な情報が投稿されているのを見て、プロバイダ(サービス提供事業者)などに違反申告をしたり、削除要請をしたことがありますか。(○は1つ)

京
R6

1. 違反申告もしくは削除要請をしたことがある 2. いずれもしたことがない

5 人権問題を理解するための取組について

(人権問題に対する学び)

問21 あなたは、人権問題について、学校の授業等で学んだことがありますか。

京
R6

(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1. 小学校で学んだ | 4. 短大・大学・専門学校(大学院等も含む)で学んだ |
| 2. 中学校で学んだ | 5. 学校で学んだ経験はない |
| 3. 高校・高等専修学校で学んだ | 6. はっきりと覚えていない |

(人権研修等への参加状況)

問22 最近(過去5年間)、あなたは、職場や学校、行政機関等が主催する人権問題に関する研修会や講演会、啓発映画上映会(精華町人権シネマサロン)などの人権啓発に関するイベント等に参加されたことがありますか。参加して人権問題に対する理解・認識は深まりましたか。①～⑤の各事項について、あてはまる番号1つに○をつけてください。(参加したことがある方は1～4のうち1つに、参加したことがない方は5に、○をつけてください。)

	参加したことがある					参加した ことが ない
	深まった	どちらか と言えば 深まった	変わら ない	わから ない		
①精華町主催の研修会や講演会、啓発映画上映会(精華町人権シネマサロン)等	1	2	3	4	5	
②京都府主催の人権啓発フェスティバル(京都ヒューマンフェスタ)等	1	2	3	4	5	
③地域の自治会・団体等が主催の研修会や講演会	1	2	3	4	5	
④勤めている職場での研修会や講演会	1	2	3	4	5	
⑤NPO等が主催の研修会や講演会	1	2	3	4	5	

(人権研修等の開催内容に対する意見)

問23 あなたは、どのような研修会やイベント等が開催されれば、参加したいと思いますか。

京
R6

(○はいくつでも)

- | |
|--|
| 1. 住んでいる地域での研修会、講演会、人権啓発フェスティバル等 |
| 2. 勤めている職場での研修会や講演会等 |
| 3. インターネット・SNSなどで自由に閲覧できる研修会、講演会、イベント等 |
| 4. 人権問題の実態を見たり、当事者の話を聞くような研修会 |
| 5. その他(具体的に:) |
| 6. わからない |

(人権問題についての学習方法)

問24 あなたは、人権問題について情報を得たり、学習をするためによく利用するものは何ですか。(○はいくつでも)

京
R6

せ
H27

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| 1. 町や府等の広報誌、冊子 | 7. インターネット・SNS |
| 2. 社内報など | 8. 映画・DVD・ビデオ |
| 3. 新聞の記事・意見広告 | 9. 人権劇など、地域の人権問題をテーマにした住民自らの取組 |
| 4. 雑誌や週刊誌の記事 | 10. 様々な人権問題の解決に取り組むNPO法人等の活動等 |
| 5. 人権問題に関する書籍 | 11. その他(具体的に:) |
| 6. ラジオ・テレビ | 12. 利用するものはない |

6 人権が尊重される社会づくりに求められることについて

(人権が尊重される社会づくりに向けた施策)

問25 あなたは、人権が尊重される社会を実現するために、どのような施策を実施する必要があると思いますか。(○は3つまで)

京
R6

せ
H27

- | |
|------------------------------------|
| 1. 学校等における人権教育を充実させる |
| 2. 家庭での人権教育(保護者向けの人権教育など)を支援する |
| 3. 公共施設(人権センター等)で行う人権教育を充実させる |
| 4. 人権意識を高めるための啓発活動を推進する |
| 5. 人権侵害について、調査を実施し、実態把握に努める |
| 6. 人権侵害に対する相談体制を充実させる |
| 7. 企業、事業所における人権尊重に向けた取組を支援する |
| 8. 住民やNPO等の団体による人権尊重に向けた取組を支援する |
| 9. 公務員等人権との関わりの深い職業に従事する人の人権意識を高める |
| 10. 差別行為を規制する法を整備する |
| 11. その他(具体的に:) |
| 12. 特にない |

7 あなたご自身のことについて

問 26 あなたの性別をお教えください。(○は1つ)

1. 男性

2. 女性

3. 答えたくない

問 27 あなたの年齢をお教えください。(○は1つ)

1. 18・19歳

4. 40～49歳

7. 70～79歳

2. 20～29歳

5. 50～59歳

8. 80歳以上

3. 30～39歳

6. 60～69歳

問 28 あなたの職業をお教えください。(○は1つ)

1. 会社・団体・個人商店などに正規で勤めている人

2. 公務員(官公庁職員、教職員、消防職員、警察職員など)

3. パートタイムやアルバイトなど非正規で勤めている人(学生を除く)

4. 会社などの役員(会社の社長・取締役・監査役、団体の理事、監事など)

5. 自営業主(個人経営の商店主、工場主、農業主などの専業主や、開業医・弁護士・著述家など)

6. 家事に従事している人(家事をしていて、他に収入を伴う仕事をしていない人)

7. 学生(専門学校・大学などに通学している人)

8. 無職(収入を伴う仕事をしていない人)

9. 年金受給者

10. その他(1～9のいずれの区分にも該当しない場合 具体的に:)

問 29 あなたのお住まいの小学校区をお教えください。(○は1つ)

1. 精北

3. 山田荘

5. 精華台

2. 川西

4. 東光

6. その他()

(精華町の人権教育・啓発に対する意見等)

問30 その他、ご意見やご要望などがありましたら、お書きください。

(This is a large empty rectangular box for writing additional comments.)

質問は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて

●月●日(●)までに、ご投函ください。